

第3部 参考資料

| | |
|------|--------------------------------|
| 《目次》 | へき地保健医療関係法律 |
| | へき地における保健指導事業に関する厚生省公衆衛生局長通達 |
| | へき地医療特別対策要綱 (へき地医療政策第4次計画) |
| | 行政管理庁の監察報告書 |
| | (付) 国の無医地区定義の変遷 昭和33年～昭和48年 |

へき地保健医療関係法律

離島振興法・昭和28年／288

山村振興法・昭和40年／291

過疎地域対策緊急措置法・昭和45年／294

へき地ならびに無医地区における医療の確保を定めた主な法律を、昭和53年1月時点で集め、法律制定の年代順に収録したものである。

この他へき地保健医療対策の根拠とされている法律には次のものがあるが、ここでは省略する。

奄美群島振興開発特別措置法

昭和29年6月21日・法律第189号

豪雪地帯対策特別措置法

昭和37年4月5日・法律第73号

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律

昭和37年4月25日・法律第88号

小笠原諸島復興特別措置法

昭和44年12月8日・法律第79号

(以上、へき地の「医療の確保」、「保健衛生施設」、「診療施設」の整備等の文言がみられるのみで、細かい規定はない)

沖縄振興開発特別措置法

昭和46年12月31日号外・法律第131号

(「医療の確保」の項があり、過疎地域対策緊急措置法よりも国の責任〔医師確保ならびに費用負担〕が大きい、内容は同じ)

へき地保健医療関係法律

離島振興法 〔昭和28年7月22日〕 法律第72号

〔総理・大蔵・文部・厚生・農林・通
商産業・運輸・郵政・建設大臣署名〕

沿革

昭和29年5月20日法律第118号〔第1次改正〕
昭和30年7月20日法律第74号〔経済審議庁設置法の一部を改正する法律附則8条による改正〕
昭和31年3月31日号外法律第52号〔第2次改正〕
昭和31年4月20日法律第80号〔空港整備法附則3項による改正〕
昭和32年5月1日法律第88号〔第3次改正〕
昭和32年6月1日号外法律第159号〔国家行政組織法の一部を改正する法律附則21項による改正〕
昭和36年5月29日法律第97号〔第4次改正〕
昭和37年3月2日法律第6号〔第5次改正〕
昭和42年7月22日法律第76号〔第6次改正〕
昭和47年5月13日号外法律第32号〔北海道開発のためにする港湾工事に関する法律の一部を改正する法律附則3項による改正〕
昭和47年6月1日法律第46号〔第7次改正〕

昭和47年6月5日法律第53号〔義務教育諸学校施設費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律附則3項による改正〕
昭和48年7月17日法律第54号〔港湾法等の一部を改正する法律附則4条による改正〕
昭和49年6月26日法律第98号〔国土庁設置法附則25条による改正〕
昭和52年6月23日法律第73号〔水道法の一部を改正する法律附則3項による改正〕
昭和53年5月23日号外法律第55号〔審議会等の整理等に関する法律第9条による改正・この一部改正規定は、附則1項により、昭和54年3月31日までの間において政令で定める日から施行につき、本文には直接改正を加えないで、改正後の条文又は改正文を枠で囲って登載した〕
昭和53年7月5日号外法律第87号〔農林省設置法の一部を改正する法律附則14条による改正〕

離島振興法をここに公布する。

離島振興法

(目的)

第1条 この法律は、本土より隔絶せる離島の特殊事情よりくる後進性を除去するための基礎条件の改善並びに産業振興に関する対策を樹立し、これに基く事業を迅速且つ強力に実施することによって、その経済力の培養、島民の生活の安定及び福祉の向上を図り、あわせて国民経済の発展に寄与することを目的とする。

(指定)

第2条 内閣総理大臣は、離島振興対策審議会の意見を聞いて、第1条の目的を達成するために必要と認める離島の地域の全部又は1部を、離島振興対策実施地域として指定する。

註 右の第1項は、昭和53年5月23日法律55号により次のように改正され、昭和54年3月31日までの間において政令で定める日から施行

第2条 内閣総理大臣は、国土審議会の意見を聴いて、第1条の目的を達成するために必要と認める離島の地域の全部又は1部を、離島振興対策実施地域として指定する。

2 内閣総理大臣は、前項の指定をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

1項…一部改正〔昭和36年5月法律97号〕

註 1項の「内閣総理大臣の指定」＝離島振興対策実施地域等
(離島振興計画の作成)

第3条 前条の規定により、離島振興対策実施地域の指定があった場合においては、関係都道府県知事は、当該地域について離島振興計画を作成し、これを内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 前項の離島振興計画は、その地域について、国土総合開発法(昭和25年法律第205号)第7条の2第1項〔都府県総合開発計画の作成〕又は第10条第4項〔特定地域総合開発計画の作成〕に基く総合開発計画がある場合には、これと調和したものでなければならない。

(離島振興計画の内容)

第4条 前条の離島振興計画は、左に掲げる事項を含むものとする。

- 一 本土と離島及び離島と離島並びに離島内の交通を確保するために必要な海空路、港湾、道路、空港及び通信施設の整備
- 二 資源開発及び産業の振興を促進するために必要な漁港、林道、農地及び電力施設等の整備

三 水害、風害その他の災害を防除するために必要な国土保全施設等の整備

四 住民の福祉向上のため必要な教育、厚生及び文化に関する諸施設の整備並びに医療の確保

本条…一部改正〔昭和31年4月法律80号・42年7月76号・47年6月46号〕

(離島振興計画の設定)

第5条 内閣総理大臣は、第3条第1項〔離島振興計画の作成、報告〕の規定による報告があったときは、離島振興対策審議会の意見を聞いて、離島振興計画を定める。

註 右の第1項は、昭和53年5月23日法律55号により次のように改正され、昭和54年3月31日までの間において政令で定める日から施行

第5条 内閣総理大臣は、第3条第1項〔離島振興計画の作成、報告〕の規定による報告があったときは、国土審議会の意見を聴いて、離島振興計画を定める。

2 内閣総理大臣は、前項の離島振興計画を定めたときは、これを関係都道府県知事に通知するものとする。

第6条 内閣総理大臣は、毎年度、離島振興計画の実施のために必要な事業計画を作成しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による事業計画を作成するときは、あらかじめ関係都道府県知事の意見を聞かなければならない。

(事業の実施)

第7条 前条第1項の事業計画に基づく事業は、この法律に定めるものの外当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

(経費の計上)

第8条 国は、第5条第1項〔離島振興計画の設定〕の離島振興計画の実施に要する経費については、毎年度、国の財政の許す範囲内において、これを予算に計上しなければならない。

(特別の助成)

第9条 国は、第5条第1項〔離島振興計画の設定〕の離島振興計画の事業を行う地方公共団体その他の者に対し、必要な資金を融通し、又はあつ旋し、その他必要と認める措置を講じなければならない。

2 第5条第1項の離島振興計画の事業に要する費用について国が負担し又は補助する割合は、港湾法（昭和25年法律第218号）第42条〔港湾工事の費用の負担〕第1項及び第3項（同法第52条第2項〔直轄港湾工事

の費用についての準用〕において準用する場合を含む。）、同法第43条〔港湾工事の費用の補助〕第2号及び第3号、同法第52条第3項〔直轄工事の費用の負担〕第2号、漁港法（昭和25年法律第137号）第20条第2項及び第3項〔修築工事の費用の負担及び補助〕、道路法（昭和27年法律第180号）第56条〔道路に関する費用の補助〕、空港整備法（昭和31年法律第80号）第6条第1項、同法第8条第1項〔第2種空港における工事費用の負担〕及充第4項〔第2種空港における工事費用の補助〕、同法第9条第1項〔第3種空港における工事費用の負担〕及び第3項〔第3種空港における工事費用の補助〕、義務教育諸学校施設費国庫負担法（昭和33年法律第81号）第3条第1項〔国の負担〕、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第52条〔国庫の負担費用〕並びに消防施設強化促進法（昭和28年法律第87号）第4条第1項〔国の補助率〕の規定（これらの法律に基く命令の規定を含む。）にかかわらず、別表の通りとする。

3 前項の場合において、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第10条〔普通交付税の額の算定〕に規定する普通交付税の交付を受けない地方公共団体については、別表で定める国庫の負担割合及び補助割合を減することができる。但し、同項に掲げる法律に規定する国庫の負担割合又は補助割合を下ることはできない。

4 離島振興対策実施地域における災害復旧事業については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第3条〔国庫負担〕の規定により地方公共団体に対して国がその費用の一部を負担する場合における当該災害復旧事業費に対する国の負担率は、同法第4条〔国庫負担率〕の規定によって算定した率が5分の4に満たない場合においては、同法同条の規定にかかわらず、5分の4とし、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）第3条〔国の負担〕の規定により国がその経費の一部を負担する場合における当該公立学校の施設の災害復旧に要する経費に対する国の負担率は、同法同条の規定にかかわらず、5分の4とする。

5 国は、政令の定めるところにより、第5条第1項の離島振興計画に基づき次の各号に掲げる事業を行なう地方公共団体に対し、その事業に要する費用の3分の2を補助する。

一 公共の小学校若しくは中学校又は公立の盲学校若しくは聾学校の小学部若しくは中学部に勤務する教

員又は職員のための住宅の建築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。）をすること。

二 体育、音楽等の学校教育及び社会教育の用に供するための施設を公立の小学校又は中学校に設けること。

6 国は、第5条第1項の離島振興計画に基づき簡易水道の用に供する水道施設の新設又は増設をする地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、その新設又は増設に要する費用の2分の1以内を補助することができる。

7 政府は、別表に掲げる費用以外の費用についても、これに対し国が補助する割合及び対象を定める政令がある場合においては、第2項の規定に準じ当該政令の特例を設けるものとする。

2項…一部改正〔昭和29年5月法律118号〕、3項…一部改正・4項…追加・旧4項…5項に繰下〔昭和31年3月法律52号〕、2項…一部改正〔昭和31年4月法律80号〕、4項…追加・旧4・5項…1項ずつ繰下〔昭和32年5月法律88号〕、5項…一部改正〔昭和36年5月法律97号〕、2-4項…一部改正・5項…追加・旧5・6項…1項ずつ繰下〔昭和42年7月法律76号〕、6項…一部改正〔昭和47年6月法律46号〕、2項…一部改正〔昭和48年7月法律54号〕、6項…一部改正〔昭和52年6月法律73号〕
註 5・6項の「政令」＝本法施行令1条-3条、7項の「政令の特例」＝なし

（医療の確保）

第9条の2 都道府県知事は、離島振興対策実施地域における医療を確保するため、第5条第1項〔離島振興計画の設定〕の離島振興計画に基づいて、無医地区に関し次の各号に掲げる事業を実施しなければならない。

- 一 診療所の設置
- 二 患者輸送車（患者輸送艇を含む。）の整備
- 三 定期的な巡回診療
- 四 保健婦の配置
- 五 公的医療機関の協力体制の整備
- 六 その他無医地区の医療の確保に必要な事業

2 都道府県知事は、前項に規定する事業を実施する場合において特に必要があると認めるときは、病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、次の各号に掲げる事業につき、協力を要請することができる。

- 一 医師又は歯科医師の派遣
- 二 巡回診療車（巡回診療船を含む。）による巡回診療

3 国及び都道府県は、離島振興対策実施地域内の無医地区における診療に従事する医師又は歯科医師の確保その他当該無医地区における医療の確保（当該診療に従事する医師又は歯科医師を派遣する病院に対する助成を含む。）に努めなければならない。

4 都道府県は、第1項及び第2項に規定する事業の実

施に要する費用を負担する。

5 国は、前項の費用のうち第1項第1号から第4号までに掲げる事業及び第2項に規定する事業に係るものについて、政令の定めるところにより、その2分の1を補助するものとする。

本条…追加〔昭和47年6月法律46号〕

註 5項の「政令」＝本法施行令4条

（離島振興対策審議会の設置及び権限）

第10条 この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項その他離島に関する重要事項を調査審議するために、総理府に離島振興対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、離島振興に関する重要事項につき、関係行政機関の長に対し意見を申し出ることができる。

註 右の第10条は、昭和53年5月23日法律55号により次のように改正れ、昭和54年3月31日までの間において政令で定める日から施行

（国土審議会）

第10条 国土審議会は、離島振興に関する重要事項を調査審議する。

2 国土審議会は、前項に規定する事項につき、関係行政機関の長に対し意見を申し出ることができる。

（審議会の組織等）

第11条 審議会は、左に掲げる者につき内閣総理大臣が任命する委員32人で組織する。

- 一 衆議院議員のうちから衆議院が指名する者 7人
- 二 参議院議員のうちから参議院が指名する者 4人
- 三 北海道開発事務次官
- 四 自治事務次官
- 五 国土事務次官
- 六 環境事務次官
- 七 大蔵事務次官
- 八 文部事務次官
- 九 厚生事務次官
- 十 農林水産事務次官
- 十一 通商産業事務次官
- 十二 運輸事務次官
- 十三 郵政事務次官
- 十四 建設事務次官
- 十五 都道府県知事 3人
- 十六 市町村長 3人
- 十七 学識経験のある者 3人

2 前項第15号から第17号までに掲げる者につき任命さ

れた委員の任期は、2年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 委員は、非常勤とする。
- 6 前各項に定めるものを除く外、審議会の事務をつかさどる機関並びに審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

注 右の第11条は、昭和53年5月23日法律55号により次のように改正され、昭和54年3月31日までの間において政令で定める日から施行

第11条 削除

1項…一部改正〔昭和30年7月法律74号・32年6月159号・36年5月97号〕、1・2・6項…一部改正〔昭和42年7月法律76号〕、1・2項…一部改正〔昭和47年6月法律46号〕、1項…一部改正〔昭和49年6月法律98号・53年7月87号〕

注 6項の「政令」＝離島振興対策審議会令

(政令への委任)

第12条 この法律の実施のための手続その他必要な事項は、政令で定める。

附則 略

別表〔第9条〕略

山村振興法 〔昭和40年5月11日法律第64号〕

〔総理・大蔵・文部・厚生・農林・通商産業
・運輸・郵政・労働・建設・自治大臣署名〕

沿革 昭和50年3月31日法律第7号〔第1次改正〕
昭和53年5月23日号外法律第55号〔審議会等の整理等に関する法律25条による改正・この一部改正規定は、附則1項により、昭和54年3月31日までの間において政令で定める日から施行につき、本文には直接改正を加えないで改正後の条文を枠で囲って登載した〕
昭和53年7月5日号外法律第37号〔農林省設置法の一部を改正する法律附則13条による改正〕

山村振興法をここに公布する。

山村振興法

(目的)

第1条 この法律は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている山村が産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域に比較して低位にある実情にかんがみ、山村振興の目標を明らかにするとともに、山村振興に関する計画の作成及びこれに基づく事業の円滑な実施に関し必要な措置を講ずることにより、山村における経済力の培養と住民の福祉の向上を図り、併せて地域格差の是正と国民経済の

発展に寄与することを目的とする。

本条…一部改正〔昭和50年3月法律7号〕

(定義)

第2条 この法律において「山村」とは、林野面積の占める比率が高く、交通条件及び経済的、文化的諸条件に恵まれず、産業の開発の程度が低く、かつ、住民の生活文化水準が劣っている山間地その他の地域で政令で定める要件に該当するものをいう。

注 「政令」＝本法施行令1条

(山村振興の目標)

第3条 山村の振興は、国土総合開発法（昭和25年法律第205号）の規定による国土総合開発計画その他法令の規定による地域振興に関する計画との調和が保たれるように考慮しつつ、山村における産業基盤及び生活環境の整備等を図ることを旨とし、次に掲げる目標に従って推進されなければならない。

- 一 道路その他の交通施設、通信施設等の整備を図ることにより、山村とその他の地域及び山村内の交通通信道路を発達させること。
- 二 農道、林道、牧道等の整備、農用地の造成、電力施設の整備等を図ることにより、土地、森林、水等の未利用資源を開発すること。
- 三 農業経営及び林業経営の近代化、観光の開発、農林産物の加工業等の導入、特産物の生産の育成等を図ることにより、産業を振興し、併せて安定的な雇用を増大すること。
- 四 砂防設備、保安林、地すべり防止施設その他の国土保全施設の整備等を図ることにより、水害、風害、雪害、林野火災等の災害を防除すること。
- 五 学校、診療所、公民館等の教育、厚生及び文化に関する施設の整備、医療の確保、集落の整備、生活改善、労働条件の改善等を図ることにより、住民の福祉を向上させること。

本条…一部改正〔昭和50年3月法律7号〕

(国の施策)

第4条 国は、前条の目標を達成するため、山村の振興のために必要な事業の実施に関し、国の負担又は補助に係る事業に対する負担又は補助についての条件の改善、地方公共団体の財源の確保、資金の融通の適正円滑化その他財政金融上の措置を講ずるよう配慮するとともに、国有林野の積極的活用その他適切な施策の確立及び拡充に努めなければならない。

(地方公共団体の施策)

第5条 地方公共団体は、第3条〔山村振興の目標〕の目標を達成するため、国の施策に準じて、山村の振興のために必要な事業が円滑に実施されるように努めなければならない。

(調査)

第6条 政府は、振興山村の指定、振興山村に係る山村振興に関する計画の承認及び振興山村に係る山村振興に関する具体的方針の勧告のため必要な調査を行わなければならない。

2 前項の調査は、予算の範囲内において、振興の緊要度が高いと認められる山村から順次行うものとする。

1・2項…一部改正〔昭和50年3月法律7号〕

(振興山村の指定)

第7条 内閣総理大臣は、都道府県知事の申請に基づき、関係行政機関の長に協議し、かつ、山村振興対策審議会の意見を聴いて、山村振興に関する計画を作成しこれに基づいてその振興を図ることが必要かつ適当である山村を振興山村として指定することができる。

註 右の第1項は、昭和53年5月23日法律55号により次のように改正され、昭和54年3月31までの間において政令で定める日から施行

第7条 内閣総理大臣は、都道府県知事の申請に基づき、関係行政機関の長に協議し、かつ、国土審議会の意見を聴いて、山村振興に関する計画を作成しこれに基づいてその振興を図ることが必要かつ適当である山村を振興山村として指定することができる。

2 都道府県知事は、振興山村の指定を受けようとするときは、当該山村の区域を管轄する市町村長に協議し、政令で定めるところにより、内閣総理大臣に申請書を提出しなければならない。

3 第1項の規定による振興山村の指定は、前条第1項の規定により行う調査の結果に基づいてしなければならない。

4 内閣総理大臣は、第1項の規定により振興山村の指定をするときは、その旨及び当該振興山村の区域を官報で公示しなければならない。

1-3項…一部改正〔昭和50年3月法律7号〕

註 1項の「指定」=山村振興法の規定に基づき振興山村を指定等、2項の「政令」=本法施行令2条

(山村振興計画)

第8条 都道府県知事は、前条第1項の規定により振興山村の指定があったときは、当該振興山村の区域を管轄する市町村長に協議し、政令で定めるところにより、当該振興山村に係る山村振興に関する計画（以下「山

村振興計画」という。）を作成し、内閣総理大臣にこれを提出し、その承認を受けなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により提出された山村振興計画を承認しようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 前2項の規定は、山村振興計画を変更する場合について準用する。

1・2項…一部改正〔昭和50年3月法律7号〕

註 1項の「政令」=本法施行令3条

(山村振興方針の勧告)

第9条 内閣総理大臣は、山村振興計画の作成に関し必要があると認めるときは、関係行政機関の長に協議し、第3条〔山村振興の目標〕の目標を達成するための当該振興山村に係る山村振興に関する具体的方針を定め、これを都道府県知事に勧告することができる。

2 第7条第3項〔調査結果に基づいての振興山村の指定〕の規定は、前項の具体的方針の勧告について準用する。

1項…一部改正〔昭和50年3月法律7号〕

(山村振興計画に基づく事業の助成等)

第10条 国は、山村振興計画に基づく事業が円滑に実施されるように、関係地方公共団体の財政事情等につき配慮して、助成その他必要な措置を講じなければならない。

(基幹道路の整備)

第11条 振興山村における基幹的な市町村道並びに市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道（振興山村とその他の地域を連絡する基幹的な市町村道、並びに市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道を含む。）で政令で定める関係行政機関の長がその整備を図ることが特に緊要であると認めて指定するもの（以下この条において「基幹道路」という。）の新設及び改築については、他の法令の規定にかかわらず、山村の振興計画に基づいて、都道府県が行うことができる。

2 都道府県は、前項の規定により市町村道の新設又は改築を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該市町村道の道路管理者（道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項〔道路の区域の決定〕に規定する道路管理者をいう。）に代わってその権限を行うものとする。この場合において、都道府県が代わって行う権限のうち政令で定めるものは、当該都道府県を統轄する都道府県知事が行う。

3 第1項の規定により都道府県が行う基幹道路の新設

及び改築に係る事業（以下この条において「基幹道路整備事業」という。）に要する経費については、当該都道府県が負担する。

- 4 基幹道路整備事業に要する経費に係る国の負担又は補助については、基幹道路を都道府県道又は都道府県が管理する農道、林道若しくは漁港関連道とみなす。
- 5 第3項の規定により基幹道路整備事業に要する経費を負担する都道府県が後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和36年法律第112号。以下この条において「負担特例法」という。）第2条第1項〔適用団体の定義〕に規定する適用団体である場合においては、基幹道路整備事業（北海道及び奄美群島の区域における基幹道路整備事業で当該事業に係る経費に対する国の負担又は補助の割合（以下この条において「国の負担割合」という。）がこれらの区域以外の区域における当該事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合と異なるものを除く。）を同条第2項〔開発指定事業の定義〕に規定する開発指定事業とみなして、負担特例法の規定を適用する。
- 6 北海道及び奄美群島の区域における基幹道路整備事業で当該事業に係る経費に対する国の負担割合がこれらの区域以外の区域における当該事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合と異なるものについては、第3項の規定により当該基幹道路整備事業に要する経費を負担する道県が負担特例法第2条第1項に規定する適用団体である場合においては、国は、第1号に掲げる国の負担割合が第2号に掲げる国の負担割合を超えるものにあつては第1号に掲げる国の負担割合により算定した額に相当する額を、第1号に掲げる国の負担割合が第2号に掲げる国の負担割合を超えないものにあつては第2号に掲げる国の負担割合により算定した額に相当する額を負担し、又は補助するものとする。
 - 一 北海道及び奄美群島の区域以外の区域における当該基幹道路整備事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合をこれらの区域における当該基幹道路整備事業に係る経費に対する国の負担割合として負担特例法第3条第1項及び第2項〔国の負担割合の算定方法等〕の規定により算定した国の負担割合
 - 二 北海道及び奄美群島の区域における当該基幹道路整備事業に係る経費に対する国の負担割合

本条…追加〔昭和50年3月法律7号〕

註 1・2項の「政令」＝本法施行令4条

（住宅金融公庫からの資金の貸付け）

第12条 住宅金融公庫は、山村振興計画のうち集落の整備に関する事項に係る計画にのっとり振興山村の住民が行う住宅の建設又は住宅の建設に付随する土地若しくは借地権の取得が円滑に行われるよう必要な資金の貸付けについて適切な配慮をするものとする。

本条…追加〔昭和50年3月法律7号〕

（農林漁業金融公庫からの資金の貸付け）

第13条 農林漁業金融公庫は、振興山村において農業（畜産業を含む。）、林業又は漁業を営む者に対し、その者が農林水産省令で定めるところにより作成した農林漁業経営改善計画であつて農林水産省令で定める基準に適合する旨の都道府県知事の認定を受けたものを実施するために必要な資金の貸付けを行うものとする。

本条…追加〔昭和50年3月法律7号〕、一部改正〔昭和53年7月法律87号〕

註 「農林水産省令」＝山村振興法第13条の農林漁業経営改善計画に関する省令1条・2条

（医療の確保）

第14条 国及び地方公共団体は、振興山村における医療を確保するため、無医地区に関し、診療所の設置、定期的な巡回診療、保健婦の配置等の事業が実施されるよう努めなければならない。

本条…追加〔昭和50年3月法律7号〕

（地域文化の保存）

第15条 国及び地方公共団体は、山村において伝承されてきた演劇、音楽、工芸技術その他の文化的所産を保存するため、適切な措置が講ぜられるよう努めなければならない。

本条…追加〔昭和50年3月法律7号〕

（山村振興対策審議会）

第16条 総理府に、附属機関として、山村振興対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

3 審議会は、前項に規定する事項に関し内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員15人以内で組織する。

5 委員は、第2項に規定する事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 委員は、非常勤とする。

- 7 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 8 この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営その他審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

註 右の第16条は、昭和53年5月23日法律55号により次のように改正され、昭和54年3月31日までの間において政令で定める日から施行

(国土審議会)

- 第16条 国土審議会は、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。
- 2 国土審議会は、前項に規定する事項に関し内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

旧11条…線下〔昭和50年3月法律7号〕

註 「政令」＝山村振興対策審議会令

附 則・略

過疎地域対策緊急措置法

〔昭和45年4月24日〕
〔法律第31号〕

〔総理・文部・厚生・農林・運輸
・郵政・建設・自治大臣署名〕

沿革 昭和47年6月5日法律第53号〔義務教育諸学校施設費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律附則4項による改正〕

昭和49年6月26日法律第98号〔国土庁設置法附則27条による改正〕

昭和53年7月5日号外法律第87号〔農林省設置法の一部を改正する法律附則13条による改正〕

過疎地域対策緊急措置法をここに公布する。

過疎地域対策緊急措置法

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 過疎地域振興計画（第5条—第8条）
- 第3章 過疎地域振興のための財政上の特別措置（第9条—第12条）
- 第4章 過疎地域振興のためのその他の特別措置（第13条—第22条）
- 第5章 雑則（第23条・第24条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、最近における人口の急激な減少により地域社会の基盤が変動し、生活水準及び生産機能

の維持が困難となっている地域について、緊急に、生活環境、産業基盤等の整備に関する総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、人口の過度の減少を防止するとともに地域社会の基盤を強化し、住民福祉の向上と地域格差の是正に寄与することを目的とする。

(過疎地域)

第2条 この法律において「過疎地域」とは、次の各号に掲げる要件に該当する市町村の区域をいう。

- 一 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和35年の人口から当該市町村人口に係る昭和40年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和35年の人口で除して得た数値が0.1以上であること。
- 二 地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条〔基準財政収入額の算定方法〕の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条〔基準財政需要額の算定方法〕の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で昭和41年度から昭和43年度までの各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.4未満であること。
- 2 内閣総理大臣は、過疎地域をその区域とする市町村（以下「過疎地域の市町村」という。）を公布するものとする。

2項…一部改正〔昭和49年6月法律98号〕

註 2項の「公示」＝過疎地域をその区域とする市町村等

(過疎地域振興のための対策の目標)

第3条 過疎地域振興のための対策は、第1条〔目的〕の目的を達成するため、次の各号に掲げる目標に従って推進されなければならない。

- 一 道路その他の交通施設、通信施設等の整備を図ることにより、過疎地域とその他の地域及び過疎地域内の交通通信連絡を確保すること。
- 二 学校、診療所、老人福祉施設、集会施設等の教育、厚生及び文化に関する施設の整備並びに医療の確保を図ることにより、住民の福祉を向上させること。
- 三 農道、林道、漁港等の産業基盤施設の整備、農林漁業経営の近代化、企業の導入の促進、観光の開発等を図ることにより、産業を振興し、あわせて安定的な雇用を増大すること。
- 四 基幹集落の整備及び適正規模集落の育成を図ることにより、地域社会の再編成を促進すること。

(国の責務)

第4条 国は、第1条〔目的〕の目的を達成するため、前条各号に掲げる事項につき、その政策全般にわたり、

必要な施策を総合的に講ずるものとする。

第2章 過疎地域振興計画

(過疎地域振興方針)

第5条 都道府県知事は、当該都道府県における過疎地域の振興を図るため、過疎地域振興方針（以下「振興方針」という。）を定めるものとする。

2 振興方針は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 過疎地域の振興に関する基本的な事項
- 二 過疎地域とその他の地域及び過疎地域内を連絡する交通通信体系の整備に関する事項
- 三 過疎地域における教育及び文化に関する施設の整備に関する事項
- 四 過疎地域における生活環境施設等の厚生に関する施設の整備及び医療の確保に関する事項
- 五 過疎地域における産業の振興に関する事項
- 六 過疎地域における集落の整備に関する事項

3 都道府県知事は、振興方針を作成するに当たっては、過疎地域を広域的な経済社会生活圏の整備の体系に組み入れるよう配慮しなければならない。

4 都道府県知事は、振興方針を定めようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣と協議しなければならない。この場合において、内閣総理大臣は、関係行政機関の長と協議するものとする。

4項…一部改正〔昭和49年6月法律98号〕

(市町村過疎地域振興計画等)

第6条 過疎地域の市町村は、振興方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て市町村過疎地域振興計画（以下「市町村計画」という。）を定めなければならない。この場合において、当該市町村は、あらかじめ、都道府県知事と協議しなければならない。

2 市町村計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 振興の基本的方針に関する事項
- 二 交通通信体系の整備に関する事項
- 三 教育及び文化に関する施設の整備に関する事項
- 四 生活環境施設等の厚生に関する施設の整備及び医療の確保に関する事項
- 五 農林水産業その他産業の振興に関する事項
- 六 集落の整備に関する事項

3 市町村計画は、他の法令の規定による地域振興に関する計画と調和が保たれるとともに、当該市町村の建設に関する基本構想又は広域的な経済社会生活圏の整

備の計画に適合するよう定めなければならない。

4 過疎地域の市町村は、市町村計画を定めたときは、ただちに、内閣総理大臣にこれを提出しなければならない。

5 都道府県知事は、過疎地域の振興を図るため、当該都道府県が過疎地域の市町村に協力して講じようとする措置の計画（以下「都道府県計画」という。）を定め、これを内閣総理大臣に提出するものとする。

6 内閣総理大臣は、前2項の規定により市町村計画又は都道府県計画の提出があった場合においては、ただちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該市町村計画又は都道府県計画についてその意見を内閣総理大臣に申し出ることができる。

7 第1項から第4項まで及び前項の規定は市町村計画は市町村計画を変更しようとする場合について、前2項の規定は都道府県計画を変更しようとする場合について準用する。

4—6項…一部改正〔昭和49年6月法律98号〕

(関係行政機関の長の協力)

第7条 内閣総理大臣は、市町村計画又は都道府県計画の実施に関し必要がある場合においては、関係行政機関の長に対し、関係地方公共団体に対する助言その他の協力を求めることができる。

本条…一部改正〔昭和49年6月法律98号〕

(助言及び調査)

第8条 内閣総理大臣は、過疎地域の振興を図るために必要があると認める場合においては、関係地方公共団体に対し助言し、又は関係地方公共団体について調査を行なうことができる。

本条…一部改正〔昭和49年6月法律98号〕

第3章 過疎地域振興のための財政上の特別措置 (国の負担又は補助の割合の特例)

第9条 市町村計画に基づいて行なう事業のうち、別表に掲げるものに要する経費に対する国の負担又は補助の割合（以下「国の負担割合」という。）は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表のとおりとする。ただし、他の法令の規定により同表に掲げる割合をこえる国の負担割合が定められている場合は、この限りでない。

(国の補助の特例)

第10条 国は、市町村計画に基づいて行なう事業のうち、公立の小学校又は中学校を適正な規模にするため統合

したことに伴って必要となった公立の小学校又は中学校に勤務する教員又は職員のための住宅の建築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。）に要する経費については、当該事業を行なう過疎地域の市町村に対し、政令で定めるところにより、その事業に要する経費の3分の2を補助するものとする。

2 国は、過疎地域の振興を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、市町村計画又は都道府県計画に基づいて行なう事業に要する経費の一部を補助することができる。

註 1項の「政令」＝本法施行令4条

（過疎地域振興のための地方債）

第11条 過疎地域の市町村が市町村計画に基づいて行なう次の各号に掲げる施設の整備につき当該市町村が必要とする経費については、地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条第1項〔地方債の制限〕各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

一 集落を結ぶ市町村道、農道、林道及び漁港関連道

二 公立の小学校又は中学校を適正な規模にするため統合しようとするに伴って必要となり、又は統合したことに伴って必要となった校舎、屋内運動場及び寄宿舎並びに公立の小学校又は中学校を適正な規模にするため統合したことに伴って必要となった教員又は職員のための住宅及び児童又は生徒の通学を容易にするための自動車又は渡船施設

三 診療施設（巡回診療車及び巡回診療船並びに患者輸送車及び患者輸送艇を含む。）

四 保育所及び児童館

五 老人福祉施設

六 消防施設

七 漁港

八 公民館その他の集会施設

九 有線電気通信設備

十 集落の整備のための政令で定める用地及び住宅

十一 前各号に掲げるもののほか、政令で定める施設

2 市町村計画に基づいて行なう前項各号に掲げる施設の整備につき過疎地域の市町村が必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債（当該地方債を財源として設置した施設に関する事業の経営に伴う収入を当該地方債の元利償還に充てることのできるものを除く。）で、自治大臣が指定したものに係る元利償還に

要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、当該市町村に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

1項…一部改正〔昭和47年6月法律53号〕

註 1項10・11号の「政令」＝本法施行令5条

（資金の確保等）

第12条 国は、市町村計画又は都道府県計画に基づいて行なう事業の実施に関し、必要な資金の確保その他の援助に努めなければならない。

第4章 過疎地域振興のためのその他の特別措置
（基幹道路の整備）

第13条 過疎地域における基幹的な市町村道並びに市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道で政令で定める関係行政機関の長が指定するもの（以下「基幹道路」という。）の新設及び改築については、他の法令の規定にかかわらず、都道府県計画に基づいて、都道府県が行なうことができる。

2 都道府県は、前項の規定により市町村道の新設又は改築を行なう場合においては、政令で定めるところにより、当該市町村道の道路管理者（道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項〔道路の区域の決定〕に規定する道路管理者をいう。）に代わってその権限を行なうものとする。この場合において、都道府県が代わって行なう権限のうち政令で定めるものは、当該都道府県を統轄する都道府県知事が行なう。

3 第1項の規定により都道府県が行なう基幹道路の新設及び改築に係る事業（以下「基幹道路整備事業」という。）に要する経費については、当該都道府県が負担する。

4 基幹道路整備事業に要する経費に係る国の負担又は補助については、基幹道路を都道府県道又は都道府県が管理する農道、林道若しくは漁港関連道とみなす。

5 第3項の規定により基幹道路整備事業に要する経費を負担する都道府県が後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和36年法律第112号。以下この条において「負担特例法」という。）第2条第1項〔適用団体の定義〕に規定する適用団体である場合においては、基幹道路整備事業（北海道及び奄美群島の区域における基幹道路整備事業で当該事業に係る経費に対する国の負担割合がこれらの区域以外の区域における当該事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合と異なるものを除く。）を同条第2項〔開発指定事業の定義〕に規定

する開発指定事業とみなして、負担特例法の規定を適用する。

- 6 北海道及び奄美群島の区域における基幹道路整備事業で当該事業に係る経費に対する国の負担割合がこれらの区域以外の区域における当該事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合と異なるものについては、第3項の規定により当該基幹道路整備事業に要する経費を負担する都道府県が負担特例法第2条第1項に規定する適用団体である場合においては、国は、第1号に掲げる国の負担割合が第2号に掲げる国の負担割合をこえるものにあつては、第1号に掲げる国の負担割合により算定した額に相当する額を、第1号に掲げる国の負担割合が第2号に掲げる国の負担割合をこえないものにあつては、第2号に掲げる国の負担割合により算定した額に相当する額を負担し、又は補助するものとする。

一 北海道及び奄美群島の区域以外の区域における当該基幹道路整備事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合をこれらの区域における当該基幹道路整備事業に係る経費に対する国の負担割合として負担特例法第3条第1項及び第2項〔開発指定事業に係る経費に対する国の負担割合〕の規定により算定した国の負担割合

二 北海道及び奄美群島の区域における当該基幹道路整備事業に係る経費に対する国の負担割合

註 1・2項の「政令」＝本法施行令6条

(医療の確保)

第14条 都道府県知事は、過疎地域における医療を確保するため、都道府県計画に基づいて、無医地区に関し次の各号に掲げる事業を実施しなければならない。

- 一 診療所の設置
- 二 患者輸送車(患者輸送艇を含む。)の整備
- 三 定期的な巡回診療
- 四 保健婦の配置
- 五 公的医療機関の協力体制の整備
- 六 その他無医地区の医療の確保に必要な事業

2 都道府県知事は、前項に規定する事業を実施する場合において特に必要があると認めるときは、病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、次の各号に掲げる事業につき、協力を要請することができる。

- 一 医師又は歯科医師の派遣
- 二 巡回診療車(巡回診療船を含む。)による巡回診療

3 国及び都道府県は、過疎地域内の無医地区における

診療に従事する医師又は歯科医師の確保その他当該無医地区における医療の確保(当該診療に従事する医師又は歯科医師を派遣する病院に対する助成を含む。)に努めなければならない。

4 都道府県は、第1項及び第2項に規定する事業の実施に要する費用を負担する。

5 国は、前項の費用のうち第1項第1号から第4号までに掲げる事業及び第2項に規定する事業に係るものについて、政令で定めるところにより、その2分の1を補助するものとする。

註 5項の「政令」＝本法施行令7条

(交通の確保)

第15条 国の行政機関の長は、過疎地域の交通を確保するため、過疎地域の市町村が、その区域内で他に一般乗合旅客自動車輸送事業を営業者がない地域について、一般乗合旅客自動車運送事業を営業者、又は自家用自動車を共同で使用し、若しくは有償で運送の用に供するときは、道路運送法(昭和26年法律第183号)に基づく免許、許可又は認可について適切な配慮をするものとする。

(農地法等による処分についての配慮)

第16条 国の行政機関の長又は都道府県知事は、過疎地域内の土地を市町村計画に定める用途に供するため農地法(昭和27年法律第229号)その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該地域の振興が図られるよう適切な配慮をするものとする。

(国有林野の活用)

第17条 国は、市町村計画の実施を促進するため、国有林野の活用について適切な配慮をするものとする。

(住宅金融公庫からの資金の貸付け)

第18条 住宅金融公庫は、市町村計画のうち集落の整備に関する事項に係る計画にのっとり過疎地域の市町村の住民が行なう住宅の建設又は住宅の建設に附随する土地若しくは借地権の取得が円滑に行なわれるよう必要な資金の貸付について適切な配慮をするものとする。

(農林漁業金融公庫からの資金の貸付け)

第19条 農林漁業金融公庫は、過疎地域において農業(畜産業を含む。)、林業又は漁業を営む者に対し、その者が農林水産省令で定めるところにより作成した農林漁業経営改善計画であつて農林水産省令で定める基準に適合する旨の都道府県知事の認定を受けたものを実施するために必要な資金の貸付けを行なうものとする。

る。

本条…一部改正〔昭和53年7月法律87号〕

註 「農林水産省令」＝過疎地域対策緊急措置法第19条の農林漁業経営改善計画に関する省令

(事業用資産の買換えの場合の課税の特例)

第20条 過疎地域以外の地域にある事業用資産を譲渡し、過疎地域内にある事業用資産を取得した場合には、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の定めるところにより、特定の事業用資産の買換えの場合の課税の特例の適用があるものとする。

(減価償却の特例)

第21条 過疎地域内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合において、当該新設又は増設により、当該過疎地域内における雇用の増大に寄与すると認められるときは、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備については、租税特別措置法の定めるところにより、特別償却を行なうことができる。

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第22条 地方税法(昭和25年法律第226号)第6条〔公益等に因る課税免除及び不均一課税〕の規定により、地方公共団体が、過疎地域内において製造の事業の用に供する設備を新設し、若しくは増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合若しくは過疎地域内において畜産業、水産業若しくは薪炭製造業を行なう個人について、その事業に対する事業税を課さなかった場合又はこれらの者について、これらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が政令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法第14条〔基準財政収入額の算定方法〕の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、自治省令で定める方法によって算定した当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(事業税又は固定資産税

に関するこれらの措置による減収額)にあっては、これらの措置がされた最初の年度以降3箇年度(個人の行なう畜産業、水産業及び薪炭製造業に対するものにおいては、政令で定める期間に係る年度)におけるものに限る。)について同条の規定により当該地方公共団体の当該各年度における基準財政収入額に算入される額に相当する額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が自治省令で定める日以後において行なわれたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

註 「政令」＝本法施行令8条、「自治省令」＝普通交付税に関する省令42条—44条

第5章 雑則

(過疎地域の市町村以外の市町村の区域に対する適用)

第23条 この法律は、昭和41年以降において行なわれる国勢調査の結果による人口が公表された場合においては、その公表された場合ごとに、第2条第1項第1号中「昭和35年」とあるのは「当該国勢調査が行なわれた年以前において最近に国勢調査が行なわれた年」と、「昭和40年」とあるのは「当該国勢調査が行なわれた年」と、「0.1」とあるのは「0.02に当該国勢調査が行なわれた年以前において最近に国勢調査が行なわれた年の翌年から当該国勢調査が行なわれた年までの年数を乗じて得た数値」と、同項第2号中「昭和41年度から昭和43年度まで」とあるのは「当該国勢調査の結果による人口が公表された日の属する年度前3箇年度内」とそれぞれ読み替えて、過疎地域の市町村以外の市町村の区域についても適用する。

(政令への委任)

第24条 第2条第1項〔過疎地域の定義〕第1号に規定する数値の算定、市町村の廃置分合又は境界変更があった場合についてこの法律を適用するために必要な事項、前条の場合におけるこの法律の適用に関し必要な事項その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

註 「政令」＝本法施行令

附 則・略

別表(第9条)略